

社会福祉法人 恵会 はっぴー園
行動計画（第7回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4年間
- 2 内 容 子育てを行う労働者、高齢の両親の介護を行う労働者等、職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備。

目標1；改正育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、介護休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知徹底を図る。

【対策】

令和5年5月～ 法人本部が中心となり、各事業所の職員を対象に就業規則、改正育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法について全体研修会等での説明を実施する。

新卒の新入職員及び中途採用職員のうち研修を受けていない職員を対象に就業規則、改正育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法についての研修会を実施する。

目標2；両立支援に伴う職員の相談窓口の設置を周知する。

【対策】

令和5年5月～ 両立支援に伴う職員の相談窓口の相談員を再選任する。

令和5年6月～ 相談窓口の設置と相談員名を職員に周知し、相談を受け付ける。

目標3；インターンシップ（学生の就労体験）やトライアル雇用（ハローワークからの紹介者を短期間試行的に雇用）などを通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進を図る。

【対策】

令和5年5月～ インターンシップやトライアル雇用などを受け入れられる各事業所での体制をつくる。

令和5年7月～ インターンシップやトライアル雇用などを受け入れて、若年者の安定就労・自立した生活の推進を図る。

以上